

広島県告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町中原字越ヶ谷一〇四四一、一〇四四三、一〇四四六の一、一〇四四六の三、一〇四五四、一〇四五六、一〇四五七、一〇四六二、一〇四六三、一〇四六四の二、一〇四六四の三まで、一〇四六六、一〇四六七、一〇四七七から一〇四七九まで、字神ノ谷五四、五六、五八、五九、字代古川三、四六、四七、四八の二、四九の一、四九の二、字立掛二一八〇、二一八五、二一九三から二一九五まで、二一九八、二二〇一、西宗字西日南山一一一三四、一一一四九

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）